

大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者による交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、有効期限内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、その者が受けた全ての免許の取消しを申請し、運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に備え付ける住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されている70歳以上の者で、自主返納をしたものとする。

(事業の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、予算の範囲内において、交通安全啓発物品を贈呈するものとする。

2 前項の規定による贈呈を受けられるのは、対象者本人のみとし、1回限りとする。

(申請方法)

第5条 前条第1項の規定による贈呈を受けようとする対象者は、自主返納をした後、公安委員会が発行する申請による運転免許の取消通知書及び自主返納の手続をした運転免許証を提示のうえ、大府市高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(申請期限)

第6条 前条の規定による申請は、自主返納した日から1年以内に行わなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用範囲)

2 第4条に規定する贈呈は、この要綱の施行の日以後に自主返納した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。